

これまでの検討会における主なご意見

令和6年7月30日

厚生労働省 社会・援護局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

第1回検討会の主なご意見①

※ 第1回検討会でいただいたご意見
について事務局において整理したもの

1

1. 選任要件緩和について肯定的な意見

- 在勤者にも委嘱できるようにすることで、担い手不足解消の一助になり、民生委員や自治体の負担も軽減され、持続可能な民生委員制度の構築と地域福祉の維持向上が実現できるのではないか。「在勤者」とは、いわゆるオフィスワーカーをイメージしているわけではない。
- 民生委員としてキャリアを積み上げてきた方が転居等を理由に、人間関係等が維持されているにもかかわらず、居住要件の問題で退任せざるを得ないということは、本人・自治体・地域にとって残念であり大きな損失であり、少なくとも3年間の任期を全うできるように要件緩和を行う。
- 過疎地でも民生委員の要件を満たす人材がいない地区もあり、隣の自治体から応援をいただくという意味では、効果が少しあるのではないか。
- 単身世帯がこれだけ増えてきていることから、従来の隣人としての接点ではなかなか地域活動に関われないという方も増えてきていることを考えると、地域や隣人の捉え方も柔軟にしていくことが大事。NPO団体などが自治会活動の代わりに担っているところもあり、その職員は地域の実情をよく知っていたりするが、その地元に住んでいるとは限らない。団体のスタッフなどが民生委員になることは、場合によっては、非常に合理的なのではないか。
- 在住者よりも在勤者のほうが地域の実情を御存じで地域の住民が気軽に相談できるケースもありえるため、民生委員の欠員の解消につなげられるのではないか。
- セキュリティが非常に厳しく、民生委員が戸別訪問をすることは困難な状況にある中で、マンションの管理人やコンシェルジュに民生委員を担っていただくことは、その解決策としては有効なのではないか。
- 商店街とかですっと就労されている方で地域の実情をよく把握されている方を民生委員にしたいという意見が寄せられている。
- 要件緩和を実現するのであれば、どういった基準でということと、基準ができた後の運用を、慎重に、抑制的にというところから始められるような形がいいのではないか。
- 地域に居住していないことにより生じ得る制約（緊急時等）への対応については、近隣委員や地区協議会との連携、地域包括支援センターや児童相談所など福祉関係機関や区役所の夜間宿直あるいは警察・消防と連携することで、カバーしていけないか。

2. 選任要件緩和について慎重な意見

- 充足率の向上に大きな改善が望めるかは、少しくエスチョン。ゼロより1や2のほうがいいことは間違いないが、根本の要件を変えてやるまでの効果があるのか。
- 民生委員児童委員信条で「わたしたちは隣人愛をもって社会福祉に増進に努めます」という項目があるが、地域外から来ている人に隣人愛というものはあるのか。地域の住民で、そこに一緒に住んで同じ空気を吸って同じ食べ物を食べているからこそ、民生委員は信頼されるではないか。
- 地域外の方でも大丈夫ですよと言うとハレーションが大きいのではないか。地域のことは私たちが解決していくという気持ちを持っている方たちの誤解を招かないか。
- 同じ地域に居住するという民生委員の選任要件と活動基盤の基本は堅持することが不可欠な条件なので、居住要件を緩和することには、現段階では反対だが、大都市の苦労も理解し、今後、方向性を見いだしていければ。
- 同じ地域に共に暮らし、支援を必要としている住民から信頼され、安心感の下に、よりよい関係性が隣人愛によって堅持できる基盤があつてこそ、きめ細やかな相談支援を行うことができています。この日常的な相談・支援活動は、地域社会における福祉ニーズ、生活課題の解決に向けて、住民の福祉に責任のある基礎自治体・行政への協力・補完的な役割、つまり、つなぎの役割を図ることであり、地域共生社会の実現のためには、居住要件は堅持すべき。
- 地域外から来る方の活動は、ある程度、決まってきてしまうのではないか。夜はいないといった場合に、その地域にいる民生委員の負担が増えるのではないか。
- 地域の事情の把握、住民との信頼関係、急な相談のときの対応時間、各種研修会や行事への参加は、他自治体へ移動が必要なため、負担が大きくなるのではないか。こういう条件下で法第14条の職務内容が十分に果たせるか。また、民生委員協議会ではどういう負荷が増えるのか。
- 能登半島地震の際の、一人世帯の高齢者の安否確認あるいは避難所をすぐに開設する協力とか、居住していることによって非常にスムーズに対応できた。やはり距離的な部分は、有事の際なかなか難しい部分がある。
- 緩和があつたとしても、基準については、非常に厳格で慎重な考えが必要ではないか。
- どの企業でもいいのか不安がある。営利目的と言うと変だが、独居高齢者を訪問し何か問題があれば、非常に難しい。在勤者は、何の法人でもいいのか、何の会社でもいいのか。

3. その他

(1) 担い手確保について

- 関係機関とのバックアップの仕組みがつくれれば、民生委員の負担もかなり少なくなる。負担軽減をしながら、民生委員同士、風通しのいい、仲のいい活動が行われることが、欠員が解消されることの一つに繋がる。
- 担当地域の民生委員を支える、担当地域を持たない民生委員の複数配置などの活動の支援体制整備や環境改善をまずは優先して実現させるべきではないか。
- 地域の見守り等を行う福祉推進員の設置や民生委員の協力員を増やすことなど、協力体制を拡充していくのはどうか。
- 行政からいろいろな仕事が依頼されるというものも多く、この内容を見直していくことも、願う部分ではないだろうか。
- 民生委員の担い手確保は、国や自治体等で対応する制度運用基準の見直しや活動の負担軽減策、行政や地域関係者が行う広報活動等、環境改善の課題解決に向けて対応すべき事項を優先して検討を行うべき。
- 30代や40代にはあまり知られていないことが担い手不足に影響しているのではないか。まず、民生委員とは何かと、民生委員自体をPRするべきではないか。
- 就業している方が民生委員の活動をしやすいように、商工会議所や商工会に働きかけを実施し、希望者には民生委員の活動の趣旨や日中の会議があるときには協力をお願いしますという形で就職先の理解を得ることに努力をしている。
- 就労している民生委員の活動しやすさ、環境整備のために、商工会に説明しに行くもしくは説明する書類を用意するという取組は非常に重要になってくるのではないか。
- 年齢構成を見ても退職後の年齢の方が多いが、より低年齢の方に担っていただくためには、活動しやすい環境整備や、民生委員になることで、会社の中で少し役割が免除される、何かしらの配慮をいただけるといった、地域活動に対して積極的・前向きになるような企業の考え方の後押しも今後は重要になるのではないか。

3. その他

(2) 推薦方法について

- 町会・自治会の人で「民生委員推薦会」を構成するのだと思うが、今、その町会・自治会の加入率が非常に落ちている。その中で民生委員を「民生委員推薦会」に推薦することが問題ではないか。推薦母体を町会以外のところにも広げて推薦していくべきではないか。
- 町内会で選ばれた方に対して、「民生委員推薦会」で議論することがなくなっている。「民生委員推薦会」について、もう一回母体を大きくするとすれば、選任基準、誰もが分かるような選任方法が非常に大切。

(3) その他

- 社会的には、民生委員の制度は、欠員が多いこともあり、時代にそぐわないのではないかという意見もあるが、ある意味、隣人による隣人の関係性を重視した支え合いは、むしろ現代の支援に合っているのではないか。
- 「隣人」の概念、捉え方は、時代とともに柔軟に捉える必要も出てきている。独居世帯が非常に増えてきていることもあり、特に都市部では共同住宅に住む人の割合が非常に増えている。また、コミュニケーション方法も、ICTの発展により、かなり変わってきている。こういった中で、「隣人」というものが、これまでのような形の隣人とは、姿が少し変わってきているのではないか。
- 日本人の隣人愛、お互いに思いやる心があればこそ、今につながっていますので、これは本当に世界に誇れる制度である。
- 全民児連が要望してきた民生委員・児童委員活動の環境改善に向けた事項を含め、国として、活動の在り方等を協議してもらいたい。
- 家庭のことに加えてこういった奉仕活動をするということに対しては、本人は受けてもいいと思っても、家族がバックアップしてくれないと引き受けられないのではないか。